

山口県の 中小企業

SMALL BUSINESS ASSOCIATIONS OF THE
YAMAGUCHI PREFECTURE

11 2015
Nov
Vol.690



表紙写真説明

潮彩市場防府「道の駅」に！
(潮彩市場ほうふ振興事業協同組合)

特集1 定款参考例の改訂等について ～反社会的勢力の排除等組合の健全な運営に向けて～

特集2 平成28年度中小企業・小規模事業者関係の概算要求等の概要
～中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を強化する～

- ーいま、これを伝えたい！ー
下関問屋センター協同組合
- 組合等ニュース紹介
- シリーズ「ものづくり補助金活用事例紹介」
株式会社ヤナギヤ
- モノづくりフェア2015で成果発表！
- 景況動向
- 中小企業BCP支援センターを設置！
- すぐに仕事に使える！IT活用紹介シリーズ
- 山口県中央会 創立60周年記念式典及び記念誌ご協賛のお願い

中小企業・組合を応援します！～創業・連携・運営を支援～

 **山口県中小企業団体中央会**

いま、これを伝えたい！

新たな価値の提供を目指し、更なる団結と飛躍を！

下関問屋センター協同組合

西日本における流通拠点めざし設立

本組合は、昭和40年に西日本における流通拠点を目指して設立、中小企業高度化事業を活用し、卸団地として昭和44年3月に造成工事を完了し、事業を開始しました。設立以来、組合員企業に対する指導・助言をはじめ、様々な協同経済事業や卸団地組合としての土地管理対応等を行い、県内卸売業界の振興と発展に大きく寄与し続けています。

現在は、組合員19企業、賛助会員9企業にて組合事業を展開しており、今年は、組合設立から50周年の佳節を迎えることから、様々な事業を企画しています。

50周年記念祝賀式典を盛大に開催

6月12日(金)、下関市内のホテルにて「創立50周年記念祝賀式典」を開催しました。

式典には関係者ら約60名が参加し、はじめに夏川敬三理事長より、50年間の歩みを振り返りつつ、「組合員一同、さらなる団結と飛躍を期して、多様性のある集団として『新たな価値を提供しているか』を胸に歩みを進めていきたい」と挨拶がありました。



挨拶を行う夏川理事長

功労者への感謝状の贈呈をはじめ、ソプラノ歌手の披露、管弦楽の演奏等が行われ、式典に花を添えました。

後日この様子を撮影したDVDを作成し、組合員企業をはじめ関係機関等へ配布しました。現在は、記念誌の発行に向けて準備を進めています。

イベント「下関問屋センター祭り」を開催

10月25日(日)、組合主催のイベント「下関問屋センター協同組合創立50周年記念『下関問屋センター祭り』」を企画開催しました。

当日は、「チェンソーアート」、



「ハーレーダビットソンサイドカー試乗会」、「ふくふくフリマ」などのほか、組合員企業も独自の催事を行い大いに盛り上がり、家族連れ等約1,600人の来場者がありました。

このようなイベントは久しぶりの開催でしたが、今まで以上に組合員企業間の交流が図られ、団地内の企業が一つの目標に一致団結して取り組んだことが最大の成果になりました。



これからも継続して開催し、地域に根ざした組合になっていければと考えています。

盤石な事務局体制により組合を運営

本組合は、組合事務局を事務局長含む3名のスタッフで行っています。今年は通常業務に加え、50周年記念祝賀式典関連の業務に少数精鋭で取り組みました。組合員企業との連携を第一に考える事こそが組合の活性化につながっています。

創立50周年を迎え、組合員企業の世代交代が進んでいます。また、組合施設の老朽化への対応など、様々な課題が山積していますが、さらなる組合機能強化を図るべく、ハード面での対応を行うほか、すぐれた立地を最大限に活かして生産性を向上させるべくCI（コーポレートアイデンティティ）計画やソフト面への充実を図るなど、マーケティングマインドを持って地域に発信していきたいと考えています。

これからも、60周年、70周年、そして100周年と前進しつづけ、卸売業界の活性化へ貢献し続けていきます。

下関問屋センター協同組合

【組合概要】

- 理事長：夏川 敬三
- 組合住所：下関市一の宮卸本町2番22号
- ☎ 083-224-1151 FAX 083-224-1153

【組合の主な活動】

組合員の事業の用に供するための土地等の管理事業など

“やまぐち食彩店”に仲間入り!

企業組合志舞
(理事長 倉重 智子)

本組合が経営する飲食店「結び家 くらとも」(山口市小郡)が、県産農林水産物を積極的に利用し地産・地消に取り組む旅館・飲食店等の店舗である「やまぐち食彩店」に登録され、10月6日、やまぐち食彩店看板等の贈呈式が行われました。

本組合は、美祢市秋芳で化学肥料や農薬を使用しないお米等の生産を行っている女性農業者が中心となって組織しており、自ら育てたお米や野菜等を使って直営店舗にて弁当や総菜、菓子等を製造販売しています。

今回食彩店に登録されたのは本日のお弁当、味噌汁で、それ以外にもおにぎり、カレーライス等も販売しており、近隣のビジネスマンや主婦に人気を博しています。



スマホで萩観光、カウントダウンイベントを開催

ITコーディネータやまぐち協同組合
(理事長 三宅 功一郎)

本組合では、スマホ観光 アプリ「ふらっと案内」内の『萩城下町・街歩き』サイトの企画運営を行っており、10月3日より萩市観光協会の協力により370の観光スポット等を追加しました。

10月3日が萩市の「着物ウィークin萩」の開始と重なるため『萩城下町・街歩き』サイトのPRと兼ねて「着物ウィークin萩」の期間限定サイト及び萩商工高等学校の生徒が制作した「三角州自転車マップ」サイトの開設イベントを萩市素水園にて開催しました。『萩城下町・街歩き』サイトは観光スポットや店舗、散策コースなどの観光に役立つ情報を掲載しており、今回の追加掲載により960箇所のスポット案内が可能となるほか、個店ごとにクーポンの発行やスタンプラリーの実施もできることからさらなる観光客へのサービス向上を図っていきます。



外国人旅行客向けのおもてなしを学ぶ

下関旅館ホテル協同組合
(理事長 和田 健資)

日本を訪れる外国人旅行客が急増しており、今後県内の観光地においても受入の増加が見込まれます。そこで本組合では、10月22日・23日の両日、(公財)山口県生活衛生営業指導センターが主催する「外国人旅行客向けおもてなし研修」に参加し、外国人旅行客を温かく迎え入れるおもてなしを学びました。

通訳ガイドとして活躍する通訳案内士 富山佳子氏を講師に、外国の文化・習慣を学んだほか、ロールプレイングによる実践的な会話術や、クレーム対処方法等を習得しました。講師からは「とにかく笑顔が一番重要、英語が話せなくても、相手の目を見て、しっかり背中を伸ばして対応することが大事である」旨が紹介されました。



防府初の「道の駅」に!

潮彩市場ほうふ振興事業協同組合
(理事長 貞政 芳郎)

本組合において管理運営を行う防府市新築地町の市水産総合交流施設「潮彩市場防府」が、市内初の「道の駅」として開業し、10月10日、開駅式及び関連イベントが開催されました。

開駅式では松浦市長や貞政理事長ら関係者約60人が出席しました。続くオープニングイベントは3日間にわたって行われ、屋台の出店、ステージイベント等が催されました。本組合では、今後、毎週土・日曜に農産物を販売する朝市を開く予定です。

7月には周辺の広場などとともに「みなとオアシス三田尻」としても国土交通省中国地方整備局に登録されており、港湾と周辺施設を活用したにぎわいの創出が期待されています。



オープニングイベントの様子

特集
1

定款参考例の改訂等について

～反社会的勢力の排除等組合の健全な運営に向けて～

全国中央会は、平成27年10月1日、中小企業組合定款参考例を改訂しました。このたびの改訂は、主に、1. 暴力団排除規定の導入、2. 会社法の改正に伴う規定の見直し、3. 特別積立金の規定等の整備についてです。これを受けて直ちに定款変更をする必要はありませんが、次に定款変更する際には、以下の改訂箇所も併せて行うようにしてください。詳しくは、各担当指導員へお問い合わせください。

1. 暴力団排除規定の導入について

「暴力団排除条例」がすべての都道府県で施行されるなど暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきている。組合についても、反社会的勢力が役員や組合員となり、組合運営に関与することが決してないよう、組合の根本規範である定款に、暴力団排除規定を導入することとした。暴力団の排除を規定した定款の記載例は様々であるが、中小企業組合定款参考例として、組合員及び役員から暴力団を排除する規定を示した。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) ○○品の生産を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- (3)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(役員の数等)

第25条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事○人以上○人以内
- (2) 監事○人以上○人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2. 会社法の改正に伴う規定の見直しについて

平成27年5月1日、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」）が施行されたことに伴い、中小企業等協同組合法等について、①員外監事要件の見直し（理事等の一定の親族は員外と認められない）、②子会社の株式等の譲渡（総会決議が必要となる）、③合併手続きの見直し（法令・定款等に違反する場合、組合員が合併をやめることを請求できる）等の改正が行われた。

そのうち、①員外監事要件の見直しについて、員外監事を規定する定款参考例の第28条に、組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者や親子を

はじめ2親等内の親族は、員外監事として認められないことを明記するとともに、員外監事の要件を第1号～第3号として号立てに列挙することとした。

(員外監事)

第28条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
- (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。
- (3) 本組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。

また、「整備法」が施行された同日に、経済産業省関係政令の整備等に関する政令が施行され、中小企業等協同組合法施行令の一部が改正された。

改正会社法では、経営に対する監督機能の実効性を高める観点から「社外役員」の定義が見直され、会社が責任限定契約を締結できる役員を「社外」であるかどうかではなく、「業務執行」を行うかどうかで判断されることとなった。組合法制においては、役員については会社法の「業務執行取締役等」のように、業務執行に関与する理事か否かを区別する概念が制度上存在しない。そこで、中協法施行令では、理事については、総会において議決権を有する組合員であることが業務執行に関与する理事であると判断することとして見直しは行わず、従前どおり「組合員外理事」とすることとした。他方、監事については、組合員内外を問わず、業務執行に関与することがないことから、責任限定契約の締結範囲は、「監事」全体に拡大し、第36条の「員外監事」を単に「監事」とし、員内監事が責任限定契約の締結の対象範囲となるよう同条を次のとおり(改正箇所は取消し線の部分)改訂することとした。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第36条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

- 2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇円以上とする。

3. 特別積立金の規定等の整備について

特別積立金は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積み立てることとし、総会の議決をもって出資総額を超える金額については、取り崩すことができるものとなっている。近年、すでに特別積立金が出資総額を大きく上回っているにもかかわらず、毎事業年度の剰余金の10分の1以上の金額を積み増している事例が見られる。そこで、組合の財源基盤の安定性と資金の有効活用とのバランスに配慮し、積み立ての範囲を出資総額と定めるとともに、なお引き続き、それを超えて積み立てることも任意にできる規定とした。

(特別積立金)

第58条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることことができる。

また、配当について、当期純損失の場合は出資配当ができなくなるとの疑義が生じることのないよう、第60条の冒頭を「本組合は損失をてん補し」という表現に変更を行った。これにより、例えば、毎年出資配当している組合が、当期が純損失であったとしても、特別積立金が多額にあり、それを取り崩した場合など配当可能利益があれば、出資配当ができることを明らかにすることとした。

(配当又は繰越し)

第60条 本組合は損失をてん補し当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から、第56条の規定による利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

- (注) 任意積立金を積み立てる場合は、本文の「総会の議決によりこれを」の次に「他の組合積立金として積み立て、若しくは」を加えること。

特集
2

平成28年度中小企業・小規模事業者関係の概算要求等の概要 ～中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を強化する～

平成27年 8月 中小企業庁

中小企業庁は、平成28年度中小企業関係概算要求等の概要を公表しました。中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を強化するとして、中小企業・小規模事業者施策の基本的な8つの方向が示されました。

1. 被災地の中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応

- **中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金) 【事項要求】**
 - ・被災3県の津波浸水地域や福島県の避難指示区域等を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく、施設の復旧・整備を支援する。
- **中小機構運営費交付金 【14.2億円(継続)】**
 - ・被災中小企業・小規模事業者への相談や助言、仮設施設の整備やその活用に関する支援を実施する。
- **被災中小企業・小規模事業者への資金繰り支援 【107.0億円(継続)】**
 - ・被災中小企業・小規模事業者に対する「東日本大震災復興特別貸付」など、低利融資等を実施する。
- **被災中小企業・小規模事業者等への事業再生支援 【30.6億円(継続)】**
 - ・被災県に設置された「産業復興相談センター」において、二重債務問題等の相談受付や再生計画策定支援、「産業復興機構」への債権の買取要請等を実施する。

2. 経営支援体制の強化

- **中小企業・小規模事業者への事業再生支援 【60.0億円の内数(拡充)】**
 - ・財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者への抜本的な再生支援を推進する。
- ◆ **橋渡し機能の強化・知財総合支援窓口の整備**
 - ・産総研における橋渡し機能の強化、知財総合支援窓口の拡充等により、中小企業の技術的課題の解決を支援する。
- **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 【65.0億円(拡充)】**

- ・各都道府県の「よろず支援拠点」の機能拡充・強化を図る。
 - ① サブコーディネーターの増員、能力向上によるサービス生産性・知財・IT等の経営課題への相談機能の充実
 - ② サテライト拠点の設置等による利便性の向上
 - ③ 地域の支援機関との連携強化
- ・「よろず支援拠点」やポータルサイト「ミラサポ」を通じて、マイナンバー導入等の課題の周知や、中小企業・小規模事業者施策の普及を推進する。



成長戦略の見える化プロジェクト

- I. 「成功の秘訣」の見える化
- II. ビジネスチャンスに見える化
- III. 「支援体制」の見える化

3. 地域の小規模事業者の活性化

- **小規模事業対策推進事業 【110.0億円(拡充)】**
 - ・経営発達支援計画の認定を受けた、商工会・商工会議所が行う、伴走型の小規模事業者支援をより強力に推進する。
 - ・小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓支援(持続化補助金)等を実施する。
- **小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等) 【40.0億円(継続)】**
 - ・日本政策金融公庫が商工会・商工会議所の経営指導等を受けた小規模事業者に対して、無担保・無保証人の低利融資を行う。
- ◆ **改正小規模企業共済法**
 - ・親族内での事業承継や役員の退任にかかる共済金の引上げ等の措置を講じる。

4. 生産性の向上(イノベーション強化等)

- **戦略的基盤技術高度化・連携支援事業**
【140.0億円(継続)】
 - ・中小企業・小規模事業者が行う産学官金連携による革新的な研究開発や新しいサービスモデルの開発等を支援する。
 - ・知財計画を踏まえたセキュリティが整った開発環境を構築する。
- **中小企業・小規模事業者人材対策事業** 【後掲】
 - ・マイナンバーの導入などの課題に対して、中小企業・小規模事業者の取組を支援する。

5. 販路開拓・海外展開の促進

- **ふるさと名物応援事業** 【27.0億円(拡充)】
 - ・地域資源を活用したふるさと名物の開発や地域内外への販路開拓に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。
- ◆**改正地域資源法**
 - ・「ふるさと名物」の販路開拓等を支援する者の認定等の措置を講じる。
- **中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業**
【27.0億円(継続)】
 - ・ジェトロ・中小機構が連携し、海外展開事業計画の策定や展示会出展等の支援、進出後の課題対応まで、一貫支援を行う。
- **地域・まちなか商業活性化支援事業**
【30.0億円(継続)】
 - ・コンパクトシティ化に取り組む「まち(中心市街地)」、地域コミュニティや買物機能を維持・強化する「商店街」が、地方自治体と連携して行う、先進性が高く、他のモデル事業となる取組を支援する。

6. 新陳代謝・事業承継の促進

- **地域創業促進支援事業** 【19.0億円(拡充)】
 - ・産業競争力強化法の認定を受けた市町村で起業する創業者や第二創業者に対する支援を行う。
 - ・市町村と連携して行う、創業支援事業者の取組を支援する。
- ◆**官公需法の改正**
 - ・創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するべく、国等の契約の基本方針の作成等の措置を講じる。
- **中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進**
【60.0億円の内数(拡充)】
 - ・後継者問題を抱える事業者の事業引継ぎを促進す

るため、全国展開する事業引継ぎ支援センターの機能を強化する。

- **経営者保証ガイドラインの周知・普及**
【1.0億円(継続)】
 - ・個人保証に依存してきた融資慣行を改善する。
- ◆**承継円滑化法の改正**
 - ・遺留分特例の対象を親族外承継まで拡充等の措置を講じる。

7. 人材確保支援の充実

- **中小企業・小規模事業者人材対策事業**
【25.5億円(拡充)】
 - ・地域の事業者のニーズを把握し、若者、女性、シニアなど多様な人材を都市部や地域内外から発掘し、紹介・定着まで一貫支援を行う。
- ◆**厚労省施策との連携**
 - ・雇用関係助成金等の周知・利用促進など、厚生労働省の関係施策とも連携して人材不足等に悩む中小企業・小規模事業者を支援する。

8. 資金繰り支援等

- **きめ細かな資金繰り支援** 【261.4億円(継続)】
 - ・政策金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。
- **認定支援機関による経営改善計画策定支援事業**
【20.0億円(新規)】
 - ・中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画の策定に対して、金融機関や税理士等の認定支援機関の取組を支援する。
- ◆**改正商工中金法、改正信用保険法**
 - ・危機対応時における商工中金の機能強化、NPO法人の資金調達の円滑化に関する措置を講じる。
- **消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業**
【34.1億円(継続)】
 - ・転嫁Gメンの474名体制で、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、引き続き万全を期していく。
- **中小企業取引対策事業** 【10.0億円(継続)】
 - ・下請事業者の連携促進や、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、原材料・エネルギーコストの転嫁対策、官公需情報の提供等、取引の適正化を図る。
- ◆**制度の検討等**
 - ・金融機関・認定支援機関の評価の見える化や、信用保証制度の在り方の検討、バーゼル規制への対応等を行う。

シリーズ「ものづくり補助金活用事例紹介」 その24

イミテーション食品のリアル化ニーズに対応可能な製造装置の開発

(技術分野) ものづくり技術
(類型) 試作開発+設備投資
(会社概要) 創業以来約100年、水産練り製品業界をメインユーザーとする機械メーカーとして、自社機械の設計、開発、製作、販売、保守サービスを行っています。「すべてのお客様にご満足いただける製品づくり」をモットーに、水産練り製品業界だけでなく、豆腐、海苔、菓子、医薬原料、化成品など様々な分野にも展開しております。

(事業概要) 高齢化社会による老人食や介護食需要、エビの病気やカニ価格高騰による代替品需要、素食(菜食)人口増加による植物タンパク成形品需要等により、今後一層増加する型もの食品(型成形によるイミテーション食品)をよりリアルかつ衛生的に生産する装置の研究

従来より海外では型ものイミテーション食品の需要が根強くありました。海外製機械によるお世辞にもリアルとは言えないイミテーション食品を目にして、当社で何とかできないかと考えておりました。今後増えていく型ものイミテーション食品需要に対応できる装置として、今後の展開に期待しております。



代表取締役
柳屋 芳雄氏

株式会社ヤナギヤ
 〒759-0134 宇部市大字善和189-18
 TEL : 0836-62-1664 FAX : 0836-62-0012
 URL : <http://www.ube-yanagiya.co.jp/>

開発を行いました。3次元解析機を利用した食品サンプルからの金型成形、リアルな着色制御技術等の導入によりリアルなイミテーション食品製造装置を開発致しました。



モノづくりフェア2015で成果発表!

山口県中小企業団体中央会 ものづくり支援室

10月14日(水)から16日(金)、福岡県「マリンメッセ福岡」で「モノづくりフェア2015」が開催され(来場者は延べ12,400人)、本会は平成24・25年度補正の「ものづくり等補助金」の成果事例発表を行いました。

ものづくり等補助金実施事業から15社が成果品パネル展示を行い、そのうち6社は担当者がブースに参加して、本補助金で取り組んだ事業の成果を来場者にPRしました。その他、ものづくり等補助金の成果をまとめた成果事例集を来場者に配布し、山口県の取り組みを紹介しました。参加企業のうち、株式会社ヤナギヤ 生産管理部中富次長は「実際に機械を展示してPRを行ったところ来場者の反応もよく、いくつか良い面談もできた」と感想を述べられました。



月次景況調査結果

平成27年9月期

※DI値(前年同月比) = 増加・好転組合割合 - 減少・悪化組合割合
 (表については、情報連絡員60名の他に、中央会が聞き取り等で集めた20組合のデータが加算されています。)

業種別の景況

| | 業 種 | 9月期 | 対前月比 |
|---------|---------------|-----|------|
| 製 造 業 | 食 料 品 | ☔ | ↘ |
| | 織 維 工 業 | ☔ | ↗ |
| | 木 材 ・ 木 製 品 | ☂ | → |
| | 印 刷 | ☔ | → |
| | 窯 業 ・ 土 石 製 品 | ☔ | → |
| | 一 般 機 器 | ☁ | ↘ |
| | 輸 送 機 器 | ☁ | ↘ |
| 非 製 造 業 | 卸 売 業 | ☔ | ↘ |
| | 小 売 業 | ☔ | ↗ |
| | 商 店 街 | ☔ | ↘ |
| | サ ー ビ ス 業 | ☁ | ↘ |
| | 建 設 業 | ☁ | → |
| | 運 輸 業 | ☔ | ↘ |

9月の業種別景況のDI値は、13業種の内好転したのは2業種のみで7業種が悪化している。

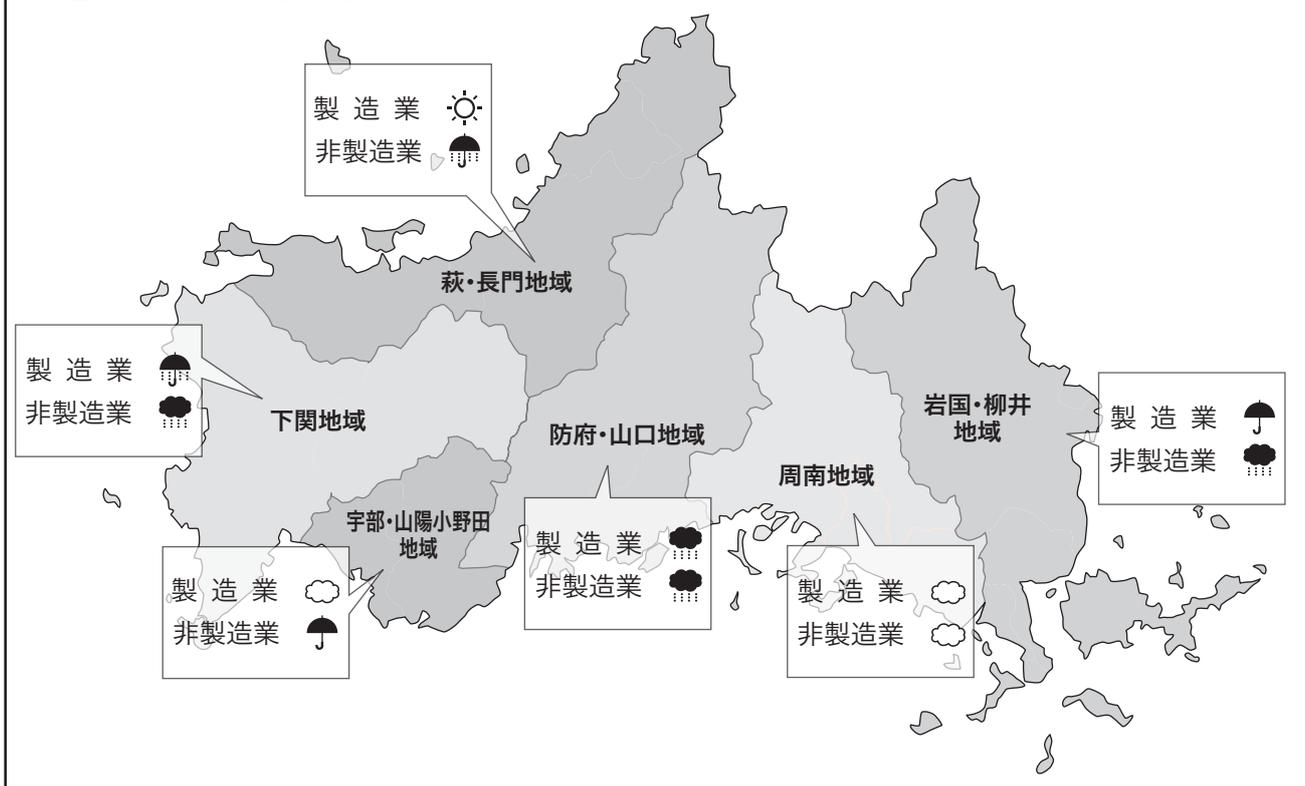
しかし、業種にばらつきはあるものの受注量や売上が増加した業種もあり、まだら模様の状況となっている。

依然として人材不足や人件費の負担増といった雇用環境も相俟って、製造・非製造業を問わず非常に厳しい経営状態にあり、景気の先行きは予断を許さない状況となっている。

DI値

| | | | |
|-----------|---|------------|---|
| 30以上 | ☀ | -30以上-10未満 | ☔ |
| 10以上30未満 | ☁ | -50以上-30未満 | ☔ |
| -10以上10未満 | ☁ | -50未満 | ☔ |

地域別の景況



情報連絡員報告

平成27年9月期

地区・業種を代表する県内組合の役職員60名の方から、毎月、業界の景況動向等に関する情報を収集・分析し、行政・関係機関に情報提供しています。

また、中央会ホームページ (<http://axis.or.jp/>) の「月次景況調査」にも掲載していますのでご活用下さい。

| | | | |
|------------------|---------|--|---|
| 製 造 業 | 食料品 | ☔ | <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバーウィークの売上は、公共交通機関、ショッピングセンター店頭ともに好調で、前年より若干売上が増加したが、原材料高もあって収益は好転していない。10月1日からの最低賃金の引き上げも厳しい。(パン・菓子製造業) ○ シルバーウィークの大量集客が売上に大きく寄与しているが、その前の通常期間も高水準の売上をマークしている。(水産食料品製造業) |
| | 繊維工業 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 主力販売取引先の受注増により12月末まで受注あり。(下着類製造業) ○ 最賃上昇に伴う人件費のアップを加工費に転嫁できるように各社交渉をしている。(外衣・シャツ製造業) |
| | 木材・木製品 | ☔ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新設住宅着工数は増加傾向、木材価格は僅かであるが下がっている。(山口市) ○ 新規住宅着工も少なく、全体的に低調。(下関市) |
| | 印刷 | ☔ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本印刷産業連合会の「2015印刷文化典」で、青年部が、「点字カレンダー」で特別賞を受賞。山口県盲人福祉協会に来年の点字カレンダーを贈呈。(印刷) |
| | 窯業・土石製品 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 骨材、路盤材、再生材とも全体的に出荷数量が減ってきている。(砕石製造業) ○ 出荷量は前月比84%、前年同月比119%。岩国地区の工事の本格化に伴う出荷量増により、県全体の出荷量が増加した。(生コンクリート製造業) |
| | 一般機器 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 景況は、前月に引き続き概ね不変。鋼構造物制作会社は、下松及び宇部の大型鉄骨工事を受注。(一般機械器具製造業) ○ 金型の価格は、競合が多く低価格で大変厳しい現状。成形製品の設備稼働率は上昇傾向にあるが、民生部品(家電部品、電子部品)の受注量の変動が激しく、先が読みにくい状況にある。(特殊産業用機械製造業) |
| 非 製 造 業 | 輸送機器 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道車両部門の作業高は上向いているが、精密加工部門の落ち込みが大きく、全体で前年度を下回っており、当分この状況が続くそう。(鉄道車両・同部品製造業) ○ 人材不足が解消されない。(船舶製造・修理業) |
| | 卸売業 | ☔ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 秋の期間が短くなり、秋の食品・食材の品揃えに苦慮している。(各種商品卸売業) ○ 魚の入荷がかなり減っている。「ふく」についても養殖物の在庫が無くなった状態で価格が高く、年度末に向け厳しい状況が予測される。(生鮮・魚介卸売業) |
| | 小売業 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ メーカーより人や物の支援が多い店は売り上げを伸ばしているが、支援の少ない店は売上が前年割れでかなり厳しい状況となっている。(化粧品小売業) ○ 地区内の中小企業者の倒産情報が少ないため景気良好に見えるが、小規模企業は何とか事業継続している状況。(各種商品小売業) |
| | 商店街 | ☔ | <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバーウィークがあるので来街者数数の増加を見込んだが、月後半は減少し、郊外店のリニューアルオープンもあり苦戦をした。(山口市) ○ 「花燃ゆ」、「世界遺産」の効果で商店街に観光客の多少の流れを期待していたが、アーケードに観光客らしき人は見えない。明るい兆しは見えない。(萩市) |
| | サービス業 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 昔からの行事、催事も簡素化され、これがあるから営業収入アップといったことは、年間を通じてなくなり、営業は可もなく不可もなく変化もない。(美容業) ○ シルバーウィークで、売上高、収益ともに前年同月以上の好転であった。但し、長期滞在客が減少している施設もあり、引き続き油断できない状況。雇用人員は、充足している所と不足している所がある。(旅館業) |
| | 建設業 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2年前の受注単価の上昇で決算の好転している事業所が多いと推測されるが、当座の工事量は減少。条件の良い業界に高校新卒者が求職している。(左官業) ○ 受注高は対前年同月比114%。今年度の累計は対前年比28%。(土木工事業) |
| 運輸業 | ☁ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 依然、長距離ドライバー不足が解消されず、運賃は据え置きで、人件費は賃上げとなり、燃料費の値下げの効果は見られない。(一般貨物自動車運送業) ○ 車両代や整備費用が上昇している中、燃料費が下がるのは大いに助かっているが、7月中旬から売上の減少が続き、売上の減少に比例して乗務員の収入も減少し、乗務員の確保が大変難しい状況にある。(旅客自動車運送業) | |

中小企業BCP支援センターを設置!

山口県中小企業団体中央会

本会は10月20日(火)、県内中小企業のBCPの策定、運用の支援拠点として、本会事務所内に「中小企業BCP支援センター」を設置し、BCP策定に関する相談、普及推進セミナーの開催、情報発信事業などを実施致します。

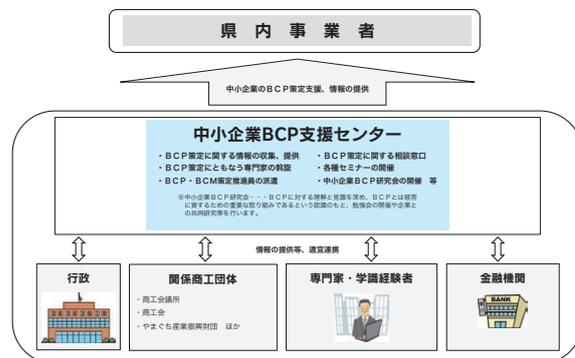
本会では、平成21年度以降、山口県の支援を受け県内中小企業のBCP策定普及に取り組んできましたが、認知度や策定状況はまだ十分とは言えない状況です。

このような状況を打開するため、県の補助事業「平成27年度中小企業BCP策定実践型普及促進事業」により、本会事務所内に「中小企業BCP支援センター」を設置運営し、BCP策定に関する相談窓口や情報の収集・提供、各種セミナーの開催等を、行政、関係商工団体、専門家・学識経験者、金融機関と連携して行っていきます。

なお、第一弾のセミナーとして、「あらゆる危機を乗り越え、成長し続けるための事業継続戦略」を学ぶセミナーを下記日程で開催します。

- 【日時】平成27年11月20日(金曜日) 13時30分～15時30分
- 【場所】「山口県セミナーパーク206号室」(山口市秋穂二島1062)
- 【詳細】詳しくは下記URLをご覧ください。
<http://axis.or.jp/info/7502.html>

県内事業者のBCP策定支援のイメージ



すぐに仕事に使える! IT活用紹介シリーズ

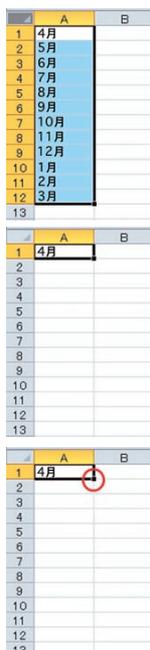
業務効率UP! Excelの「オートフィル」機能を使いこなせ!

本会では、10月に全4回にわたって組合等情報化推進研修を開催しました。その際講師から紹介された活用法のうち、受講者より「知らなかった!」と反響があった基本テクニックをご紹介します。

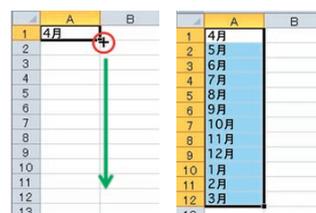
Excelを業務で使っていると、下記のような「1月、2月、3月…」という連続したデータを作る機会が多くありませんか?この様なきときExcelでは、「オートフィル」という機能を使って、簡単に連続データを作成できます。

以下で操作方法をご説明します。

- ①まずは連続データの先頭となるものを、セルに入力します。
- ②先頭のデータが入力されたセルを選択すると、そのセルの右下に黒いポッチが表示されます。これを「フィルハンドル」と呼びます。
- ③フィルハンドルにマウスを合わせると、マウスポインタの形が左のような



黒い十字の形に変わります。この形に変わったら、マウスボタンを押し続けて下方方向にドラッグします。



ドラッグした位置まで、連続データを簡単に入力することができます。この機能のことを「オートフィル」と呼びます。

【注意】

先頭のデータが入力されているセルを選択して、フィルハンドルをドラッグすること。何も入力されていないセルを選択して、フィルハンドルをドラッグしても、何の連続データを入力したいのかエクセルには理解することができません。「このセルに入力されているものの連続データを作る」という意味で、先頭のデータが入力されているセルを選択して、フィルハンドルをドラッグします。

応用!

数字だけを入力した場合、ドラッグ中に「Ctrl」キーを押す場合と押さない場合では作成される連続データが変わりますので、興味のある方はお試し下さい!

今月のさわやかレター



企業組合あぶホームメイドのみなさん (写真は一部の方)

阿武町で5月に設立した企業組合あぶホームメイドの理事長 伊藤節子さん (写真: 右側5人目) にお話を伺いました。

ふるさとの阿武町を元気にしたい、私たち自身も生き生きしたい、ふるさとの特産品で何かできることはないかしら…。そんな思いから誕生した「あぶホームメイド」です。

阿武町内に住むJA女性部員を中心に阿武町の特産農産物を原料にした加工品を製造しています。

組合PRをお願いしたところ、「山口県立奈古高等学校が開発した「緑きらめき製法」を利用した、キウイ本来の鮮やかな緑色のキウイジャムと福賀で採れた梨を使った梨ジャムがオススメです! 『道の駅阿武町』を中心に販売しておりますので、ふるさとへの愛情がたっぷりの“母の味”をぜひご賞味下さい。」と笑顔で答えていただきました。

「企業組合あぶホームメイド」
阿武郡阿武町大字奈古2249番地 ☎ 08388-2-2275

(再掲)山口県中央会 創立60周年記念式典 及び記念誌ご協賛のお願い

60th
yamaguchi-chuokai

本会は昭和31年に設立し、来年2月15日に創立60周年を迎えます。そこで、これまでの歩みを振り返るとともに、今後も県内中小企業の振興発展を図るといふ使命をあらためて発信するための「記念誌」を作成したいと考えています。つきましては、関係各位よりご協賛を賜り、記念誌に広告を掲載させていただきたいと存じます。是非、多くの皆様のご協賛をいただきますようお願い申し上げます。

広告掲載料 1ページ 30,000円 (消費税別)
1/2ページ 15,000円 (消費税別)
1/4ページ 8,000円 (消費税別)

申込方法 こちらより申込書をダウンロードの上、お申し込み下さい。 <http://axis.or.jp/?p=7591>

申込締切 平成27年11月末まで受付ます。 担当: 連携支援第2課 平田

記念式典のお知らせ

創立60周年にあたり、記念式典を下記にて開催します。詳細については、改めてご案内申し上げます。

日時 平成28年2月15日(月)

場所 山口市湯田温泉「ホテルかめ福」

内容 表彰式、記念講演、祝賀会

なお、例年11月に開催しております「組合トップセミナー」は、本記念式典に変えさせていただきます。

編集後記

先月号で告知した60周年記念誌の広告協賛に対して、多くの組合・企業・団体にご協力をいただき、誠にありがとうございます。現在、10年間を振り返るページ案を企画中。資料を見ながらこんなこともあった、と懐かしい話に花が咲きます。皆様にも楽しんでいただけるような誌面を心掛けます。それでは、今月号もご愛読ありがとうございました。

山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号

山口県商工会館6階

☎ 083-922-2606 Fax 083-925-1860

HP <http://axis.or.jp/>

印刷製本 株式会社 桜プリント社